

高山竹林園老朽化調査・長期修繕計画作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名称

高山竹林園老朽化調査・長期修繕計画作成業務

(2) 実施目的

生駒市高山竹林園は、平成元年の開設から 35 年以上が経過し、施設の老朽化が進行していることから、今後の利用者の安全確保及び快適な利用環境の維持が課題となっている。

そのため、本業務は、高山竹林園における施設の現況及び劣化状況を体系的に把握するとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコスト(以下「LCC」という。)の縮減及び修繕・更新費用の平準化を図るため、高山竹林園の老朽化調査を行い、その結果に基づき長期修繕計画を策定することを目的として実施するものである。

(3) 業務内容

別紙「高山竹林園老朽化調査・長期修繕計画作成業務仕様書」に記載のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日(水)

本市の検査を完了した時点で、業務期間内であっても業務を終了することができる。

2. 業務に要する費用(予定価格)

3, 120, 700 円(消費税及び地方消費税を含む)

なお、参考見積書の金額が、業務に関する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者(提案者)は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ② 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ③ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 公告日から候補者となる提案者の特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないこと。

(ア) 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。))、支配人及び支店又は営業所

(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (イ) 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (オ) (ウ)及び(エ)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑦ 過去 5 年間に於いて、本業務に類似する業務等の受注実績があり、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。

- (2) 共同企業体(以下「グループ」という。)での参加も可能とする。その場合において、グループの構成団体についても参加資格(1)①～⑥をすべて満たし、かつ、グループの構成団体のうち 1 社以上は参加資格(1)⑦を満たさなければならない。なお、グループの構成団体となった場合は、別に本プロポーザルに単独で参加することや他の複数のグループの構成団体になることはできないものとする。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和 8 年 10 月 1 日(木) 正午(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式 1)により、電子メールで提出すること。
(電子メールアドレス) kankoushinkou@city.ikoma.lg.jp
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日 令和 8 年 10 月 5 日(月)17 時 15 分まで
- (4) 回答方法 生駒市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式 2)原本 1 部
 - ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等
- (ア)～(コ)は原本 1 部・副本 1 部((カ)企画提案書の副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施し 5 部。また、電子メール等の通信手段でデータも送

信すること。)なお、本市の令和 8 年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、(ク)～(コ)を省略することができる。

(ア) 会社概要(様式 3)

グループを組む場合は、すべてのグループ企業分を提出すること。

(イ) 業務実績調書(様式 4)

ア 業務実績調書に記載した事業の実施手法がわかる資料(紙媒体、データ媒体問わず)を各 1 部提出すること。ただし、事業の実施手法がわかるホームページがあれば、そのURLを記載することで提出があったとみなす。

イ グループを組む場合は、すべてのグループ企業分を提出すること。

(ウ) 担当者名簿、担当者の経歴及び実績等調書(様式 5)

本業務の担当者(統括責任者、進捗管理責任者、調査業務担当者など)のプロフィール及び各担当者のこれまでの業務経歴を記載すること。

(エ) 再委託調書(様式 6)

再委託する場合のみ

(オ) グループ協定書(様式 7)

グループを組む場合のみ

(カ) 企画提案書(様式任意)

A4 サイズ片面で表紙及び目次を除き、12 ページ以内で作成すること。

(キ) 参考見積書(様式任意)

事業の実施に係る概算費用を内訳が分かるように項目ごとに記載すること。

(ク) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【提案時点で発行から 3 ヶ月以内のもの:写し可】

(ケ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(法人:納税証明書その 3 の 3、個人:納税証明書その 3 の 2)【提案時点で発行から 3 ヶ月以内のもの:写し可】

(コ) 誓約書、役員等一覧表(様式 8)

グループを組む場合は、すべてのグループ企業分を提出すること。

(2) 提出期限等

① 提出期限 令和 8 年 10 月 15 日(木) 正午まで(必着)

② 提出場所 生駒市役所 地域活力創生部 商工観光課 観光振興室
(市役所 2 階 26 番窓口)

③ 提出方法 紙媒体

データ(企画提案書の副本のみ)。電子メールによる PDF データの提出

紙媒体:持参又は郵送にて提出。郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること

④ 提出先メールアドレス:kankoushinkou@city.ikoma.lg.jp

6. 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査し、高い評価を得た提案者4者を選考する。ただし、提案者が4者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日(予定):令和8年10月21日(水)

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して評価し、最も優れている提案を特定する。なお、プレゼンテーションに際しては第1次審査(書類審査)で提出した企画提案書を用いて実施するため、必要な情報は記載すること。プレゼンテーションの方法は次のア〜ウのとおりとする。

ア 時間:準備と片付け(10分程度)、プレゼンテーション(20分以内)、質疑応答(20分)の計50分以内とする。

イ 人数:説明会場への出席は3名以内とする。

ウ 動画・音響等の使用:PCプレゼン以外の動画、模型、音響等の使用を希望する場合は企画提案書内にその旨を記載の上、その実施方法について事務局の承認を得ること。なお、会場機材の都合上、使用できない場合がある。

詳細については別途通知する。

実施日(予定):令和8年10月26日(月)

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を電子メールにより通知する。

なお、選考された者のみ、第2次審査の日程等を、電話もしくは電子メールで通知する。

② 第2次審査

審査結果を電子メールにより通知する。

7. 審査基準及び配点

審査項目及び評価基準に定める総合評価の配点は、次のとおりとする。

(1) 企画提案内容・ヒアリング 90点/120点

- ① 業務目的・施設特性の理解
- ② 事前・現地調査の方法、劣化状況の評価及び課題整理
- ③ 長寿命化・改修・修繕の方向性
- ④ 長期修繕計画の実現性
- ⑤ 維持管理・LCC縮減への提案
- ⑥ 業務工程
- ⑦ 独自提案・付加価値

(2) 信頼性・実施能力(法人及び本業務に従事する者の業務実績) 20 点/120 点

- ① 業務実績
- ② 実施体制・担当者の能力

(3) 参考見積書(見積金額に関する評価) 10 点/120 点

- ① 見積金額

8. 日程

公告日	9 月 25 日(金)
質問締切	10 月 1 日(木)正午
質問回答	10 月 5 日(月)17 時 15 分までに生駒市公式HPに掲載
企画提案書等締切	10 月 15 日(木)正午まで
第 1 次審査	10 月 21 日(水)
第 2 次審査	10 月 26 日(月)
選定結果通知	10 月下旬(予定)
契約締結	10 月下旬～11 月初旬(予定)
業務開始	11 月初旬～(予定)

9. 失格事項

提出書類または提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (2) 提出書類が示された要件に適合しないもの
- (3) 提出書類等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第 2 次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「2.業務に要する費用(予定価格)」を超えたもの

10. 契約

受託候補者特定後、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出すること。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 担当者等、提出した実施体制の内容は、原則として変更できない。なお、やむを得ない理

由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は、市との協議の上で不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示となる。

12. 事務局(提出・問合せ先)

地域活力創生部 商工観光課 観光振興室

担当:井上、木村

住所:〒630-0288 生駒市東新町 8-38

TEL:0743-74-1111 内線:2312

メールアドレス:kankoushinkou@city.ikoma.lg.jp